○上尾伊奈資源循環組合職員からの苦情相談に関する規則

令和６年３月２７日公平委員会規則第５号

上尾伊奈資源循環組合職員からの苦情相談に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第８条第２項第３号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第４条第１項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公平委員会に対する苦情相談）

第２条　職員は、上尾伊奈資源循環組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1)　離職に関する苦情相談

(2)　法第２２条の４第１項の規定による採用に関する苦情相談

２　職員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事案で係属中のものに係る問題については、苦情相談を行うことができない。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)　法第４６条の規定による勤務条件に関する措置の要求

(2)　法第４９条の２第１項に規定する審査請求

(3)　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第５１条第１項若しくは第２項の審査請求又は同項の再審査請求

（職員相談員）

第３条　公平委員会は、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、職員相談員を置く。

２　職員相談員は、事務職員の職にある者をもって充てる。

（事案の処理）

第４条　職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「相談者」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導その他の必要な措置を行うものとする。

２　公平委員会は、相談者が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継

続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

３　事案に係る問題について次の各号のいずれかに該当したときは、当該事案の処理は、打ち切られたものとみなす。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)　勤務条件に関する措置の要求に関する規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合公平委員会規則第３号）第２条第２項の規定により、同項に規定する措置要求書が提出されたとき。

(2)　不利益処分についての審査請求に関する規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合公平委員会規則第４号）第６条第１項の規定により、公平委員会が同規則第１条に規定する審査請求を受理すべきものと決定したとき。

(3)　地方公務員災害補償法第５１条第１項及び第２項の規定による審査請求が受理されたとき。

（調査）

第５条　公平委員会は、相談者、当該相談者の所属長又は任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成等）

第６条　職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第７条　職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、相談者の職名及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第８条　任命権者は、公平委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し公平委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（公平委員会及び任命権者の協力）

第９条　公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

２　前項に規定するもののほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係

る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、苦情相談の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。